

ていしゅつしよるい
提出書類チェックリスト

じ どう 児 童	しょう がい しゃ 障 害 者
ようしきだい ごう (様式第17号) けいかくそうだんしえん きゅうふひ しょうがいじそうだんしえん きゅうふひ 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費 しきゅうしんせいしよ 支給申請書	ようしきだい ごう (様式第17号) けいかくそうだんしえん きゅうふひ しょうがいじそうだんしえん きゅうふひ 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費 しきゅうしんせいしよ 支給申請書
ようしきだい ごう (様式第18号) けいかくそうだんしえん しょうがいじそうだんしえん いらい へんこう 計画相談支援・障害児相談支援依頼 (変更) とどけでしよ 届出書	ようしきだい ごう (様式第18号) けいかくそうだんしえん しょうがいじそうだんしえん いらい へんこう 計画相談支援・障害児相談支援依頼 (変更) とどけでしよ 届出書
とうりよう けいかくあん サービス等利用計画案	とうりよう けいかくあん サービス等利用計画案
とうりよう あん しゅうかん けいかくひょう サービス等利用案 (週間計画表)	とうりよう あん しゅうかん けいかくひょう サービス等利用案 (週間計画表)
ようしきだい ごう (様式第1号) しょうがいじつうしよきゅうふひ しきゅうしんせいしよけんりようしゃ ふたん がく 障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額 げんがく めんじょしんせいしよ 減額・免除申請書 しかいしんせいばあい めんせつちようさとき * 初回申請の場合は面接調査の時に記入します	ようしきだい ごう (様式第1号) かいご きゅうふひ くんれんとうきゅうふひ とくていしょうがいしやくとくべつ (介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別 きゅうふひ ちいき そうだんしえん きゅうふひ しきゅうしんせいしよけん 給付費・地域相談支援給付費) 支給申請書兼 りようしゃ ふたん がくげんがく めんじょしんせいしよ 利用者負担額減額・免除申請書 しかいしんせいばあい めんせつちようさじ きにゆう * 初回申請の場合は面接調査の時に記入します
ようしきだい ごう (様式第24号) かいご きゅうふひ くんれんとうきゅうふひ しょうがいじつうしよ (介護給付費・訓練等給付費・障害児通所 きゅうふひ ふたん じょうげんがく せたい じょうきょうとうしんこくしよ 給付費) 負担上限額・世帯状況等申告書 てんにゆうじ ひ かぜい しょうめい ひつよう * 転入時には (非) 課税証明が必要になる ばあい 場合があります	ようしきだい ごう (様式第24号) かいご きゅうふひ くんれんとうきゅうふひ しょうがいじつうしよ (介護給付費・訓練等給付費・障害児通所 きゅうふひ ふたん じょうげんがく せたい じょうきょうとうしんこくしよ 給付費) 負担上限額・世帯状況等申告書 てんにゆうじ (ひ) かぜい しょうめい ひつよう * 転入時には (非) 課税証明が必要になる ばあい 場合があります
じどう ちようさひょう 児童調査票	
かんあんじこう せいり ひょう 勘案事項整理票	

* セルフプランの時には様式17号・18号は必要ありません



シンエイ/西東京市

とうりようけいかく しょうがいじしえんりようけいかく
「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」



シンエイ/西東京市

あんない
のご案内

とうりようけいかく
サービス等利用計画とは？

サービスを利用する方が、よりよい生活をすごせるように支援するための計画です。
 平成24年に法律が改正され、障害福祉のサービスを安心して利用できるように、
 サービス等利用計画 (または障害児支援利用計画) が必要になりました。
 特定相談支援事業所が、主に下記の支援をおこなうサービスです。

- ① ご本人の生活に対する意向や悩みなどを聞きながら、利用計画 (サービス等利用計画) を作成します。
- ② 利用計画に沿ったサービスを提供するため、障害福祉サービス事業所との連絡調整 (担当者会議) をします。
- ③ 障害福祉サービスが適切に提供されているか等を確認し、利用計画の定期的な見直し (担当者会議) を行います。

とくていそうだんしえんじぎょうしよ
特定相談支援事業所とは？

サービス等利用計画を作成し、支援する事業所です。ご本人が希望する事業所を選び、
 直接契約を結びます。



しきゅうしんせい りょう ながれ
支給申請からサービス利用までの流れ

しょうがいふくし けいかく そうだん しえん そうだん
① 障害福祉サービス、計画相談支援サービスの相談

けいかく そうだん しえん じぎょうしょ りょう もう こ
② 計画相談支援事業所の利用申し込み

けいかく そうだん しえん じぎょうしょ りょう けいかく あん さくせい
③ 計画相談事業所との面接・利用計画案の作成

*⑤が先になるときもあります

しゃくしょ しょうがいふくしか りょう けいかく あんとう ひつようしょるい ていしゅつ
④ 市役所障害福祉課へ利用計画案等（必要書類）を提出

しゃくしょ しょくいん ほうもん ちょうさ しゃくしょ めんせつ ちょうさ
⑤ 市役所の職員による訪問調査または、市役所で面接調査

しきゅうけつてい じゅきゅうしゃしょう はっこう
⑥ 支給決定（受給者証の発行）

しょうがいふくし じぎょうしゃ せんてい けいやく りょうけいかく さくせい
⑦ 障害福祉サービス事業者の選定・契約・利用計画の作成

りょう けいかく ていしゅつ りょう かいし
⑧ 利用計画の提出・サービスの利用開始

⑨ モニタリング

けいかく そうだん しえん りょう じゅうたん むりょう りょう
* 計画相談支援サービスの利用者負担はありません。無料で利用できます。

とくてい そうだん しえん じぎょうしょ たの じぶん りょう けいかく つく
* 特定相談支援事業所に頼まず、自分で利用計画を作ることができます。（セルフプラン）

ばあい しょうがいふくし しんせいご りょう けいやく かぞく など きぼう しょうがいふくし
その場合、障害福祉サービスの申請後、利用者やその家族等が、希望する障害福祉サービスの種類や内容等を書いた利用計画案（セルフプラン）を作成し、市役所障害福祉課に提出してください。

くわい せつめい
詳しい説明



りょう しゃ しゃくしょ しょうがいふくしか そうだん りょう しんせい
① 利用者が市役所障害福祉課に相談します。（利用の申請）

りょう しゃ きぼう とくてい そうだん しえん じぎょうしょ りょう けいかく さくせい ちやくせつ もうしこみ
② 利用者が希望する特定相談支援事業所に利用計画の作成を直接申し込みします。

とくてい そうだん しえん じぎょうしょ りょう しゃ きょしょ ほうもん りょう しゃ かぞく せいかつ きぼう
③ 特定相談支援事業所が利用者の居所などを訪問し、利用者やその家族から、生活の希望や悩み、希望するサービスの内容等を聞き取り、契約を結び、利用計画案（サービス等利用計画案）を作成します。

りょう しゃ とくてい そうだん しえん じぎょうしょ さくせい りょう けいかく あん けいかく そうだん しえん きゅうふひ
④ 利用者または特定相談支援事業所が③で作成した利用計画案、「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書（様式17号）」「計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書（様式18号）」など、必要書類を市役所障害福祉課に提出します。

しゃくしょ しゃくしょ しょくいん めんせつ りょう しゃ きょしょ ほうもん りょう いこう ちょうさ
⑤ 市役所で市の職員が面接、または利用者の居所などを訪問し、サービス利用意向の調査を行います。また必要な方は障害支援区分認定調査を行います。

しゃくしょ ていしゅつ りょう けいかく あん ちょうさ ないよう かくにん うえ しきゅう けつてい
⑥ 市役所が④で提出された利用計画案や調査の内容を確認した上で、サービスの支給決定をおこないます。受給者証が発行されますので、居所に届いたら特定相談支援事業所に連絡して下さい。

りょう しゃ とくてい そうだん しえん じぎょうしょ しきゅう けつてい ないよう かくにん しょうがいふくし
⑦ 利用者または特定相談支援事業所が、支給決定の内容を確認します。そして障害福祉サービス事業者を選定し、利用計画を作成します。利用する事業所にも、受給者証をみせて確認してもらってください。

りょう しゃ とくてい そうだん しえん じぎょうしょ りょう けいかく しゃくしょ しょうがいふくしか ていしゅつ りょう
⑧ 利用者または特定相談支援事業所が、利用計画を市役所障害福祉課に提出します。利用計画にもとづいてサービスを利用します。

とくてい そうだん しえん じぎょうしょ じゅきゅうしゃしょう きさい きかん りょう しゃ
⑨ 特定相談支援事業所が、受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに利用者の自宅等を訪問し、サービスの利用状況を確認します。